

恵那市ユビキタスネットワーク（FWA）利用規約

（総則）

第1条 この規約は、都市部と市内とのインターネット接続環境の是正を図ることを目的として、恵那市が整備した加入者系固定無線アクセスシステム（以下「FWA」という。）を利用しインターネット接続を行おうとする市内の者（以下「利用者」という。）に対して、設備を利用に供し高速インターネットへ接続しやすい環境を整えることにより地域情報化の推進及び地域福祉の向上に資するためにFWAの利用について規定するものです。

（範囲及び変更）

第2条 この規約は、FWAの共用に関し、恵那市及び利用者に適用されるものとします。

2 恵那市は適当と認める方法で利用者に通知することにより、この規約を変更することができるものとし、事前に利用者の承認を得る必要はないものとします。

（電気通信設備）

第3条 恵那市が利用に供する電気通信設備は、無線送受信機器装置を利用者回線の一部区間に利用して高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式（以下「無線アクセス方式」という。）とします。

2 恵那市が所有する電気通信設備は、利用者に設置する無線アクセス装置（以下「子局」という。）を回線終端装置とし、これを利用者回線の終端とします。

3 子局に必要な電気は、利用者負担とします。

（IP通信の提供区域等）

第4条 恵那市が無線アクセス方式により提供するIP通信区域は、別表に定める区域とします。ただし、区域内において地形及び障害物等無線の状況によりIP通信が確立できない地域を除きます。

（利用申込み）

第5条 FWAの利用申込みは、子局の貸与申請をもって利用申請があったものとみなし、貸与の中止があった場合には利用の中止があったものとみなします。

（子局の種類及び対象者）

第6条 子局の種類は親局と一定条件を満たす通信が可能な製品で、あらかじめ接続に関する設定がされたものとし、貸与の対象者は貸与される子局を利用してFWAを利用してインターネット接続サービスを提供しようとする事業者（以下「事業者」という。）

との間で提供サービスについての利用契約を締結した市内在住者及び市内在所の商店、企業等の事業主とします。

(貸与の申請)

第7条 子局の貸与を受けようとするときは、無線アクセス装置貸与申請書(様式第1号)により、市長に申請するものとします。

(貸与の決定)

第8条 市長は、前条の無線アクセス装置貸与申請書を受理したときは、貸与の可否を決定するものとします。

2 市長は、子局の貸与を決定したときは、前条の規定により申請した者(以下「申請者」という。)に対し、無線アクセス装置貸与決定通知書(様式第2号)を交付します。

3 市長は、子局の貸与を行わないことを決定したときは、申請者に対し却下決定通知書(様式第3号)により通知するものとします。

(子局の貸与及び取付工事)

第9条 子局の貸与を行う場合は、申請者が取付工事を依頼した業者又は申請者に現物を交付するものとします。

2 子局の取付工事は、あらかじめ決められた業者の中から利用者が決定、依頼して設置しなければならない。

(費用の負担)

第10条 子局は、平成17年3月31日までに貸与申請を行った者へは無料で貸与する。

2 貸与された子局の取付工事費は、申請者の負担により設置するものとします。

3 貸与された子局が利用者側の原因によらない故障等の場合は、恵那市が無償で修理又は交換するものとします。

4 貸与された子局が利用者側の原因による故障等の場合は、利用者負担により修理又は交換が必要な場合は実費弁償により子局を再貸与します。

5 子局を含むF W A設備は、恵那市が卸電気通信役務の契約を締結した事業者の有償で貸与し、利用者は事業者との契約により事業者へ設備利用相当額を支払うものとします。

(無償貸与期限)

第11条 前条第1項の規定により無償で貸与する期間は、利用の中止を持って無償貸与を終了します。

2 前項の規定にかかわらず、関連法令の改定又は子局の仕様変更等により子局を交換しなければならないとなった場合は、その期日をもって子局の無償貸与期間を終了します。

(子局の管理)

第12条 子局の貸与を受けた者は、常に良好な状態で使用できるよう管理するとともに、目的に反して使用してはならないほか、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならないものとします。

- 2 市長は、子局の貸与を受けた者が目的に反して使用したときは、子局の返還を命ずることができるものとします。
- 3 子局の貸与を受けた者は、子局の一部又は全部を損傷し、又は滅失した場合には、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならないものとします。
- 4 子局の貸与を受けた者は、子局を利用に供しなくなった場合、無線アクセス装置貸与中止届(様式第4号)とともに申請者負担により取り外し、速やかに恵那市へ返却するものとします。
- 5 子局設置家屋等で利用者が変更され引き続き利用をする場合は、利用者変更届(様式第5号)を市長に提出するものとします。ただし、引き続き利用される子局が無償貸与期間中である場合は、その時点で無償貸与を終了します。
- 6 子局の貸与を受けた者は、子局の設置場所を変更した場合、無線アクセス装置設置場所変更届(様式第6号)を市長に提出するものとします。
- 7 子局の貸与を受けた者は、あらかじめ子局に設定済みの情報を変更することはできないものとします。

(貸与台帳の整備)

第13条 市長は、子局の貸与の状況を明確にするため無線アクセス装置貸与台帳を整備しておくものとします。

(FWAの共用の中止及び中断)

第14条 恵那市は、以下の事項に該当する場合は、FWAの共用を中止又は中断することができるものとします。

- (1) 電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 地震、火災、停電その他の非常事態により、電気通信設備に障害が発生した場合
 - (3) その他、恵那市が運営上一時的に中断することが必要となった場合
 - (4) 技術的にFWAの共用が困難又は不可能となった場合
 - (5) 無線アクセス装置の移設又は障害物等によってFWAの共用ができなくなったとき。
- 2 恵那市は、前項の規定により、FWAの共用を中止又は中断するときは、あらかじめ

その旨を利用者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 3 恵那市は、F W Aの共用の中止又は中断などの発生により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

(F W Aの共用の変更又は廃止)

第15条 恵那市は、F W Aの共用の一部又は全部を変更し、又は廃止することができるものとします。この場合、恵那市は当該変更又は廃止について、恵那市が適当と認める方法で事前に利用者にその旨通知するものとします。

(免責)

第16条 恵那市は、F W Aの共用に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、利用者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しないものとします。

- 2 無線アクセス方式に起因する事象(降雨・降雪・濃霧その他の天候不順又は障害物等により、その利用者回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態)が発生した場合には、恵那市はその責任を負わないものとします。

- 3 子局設置後における利用者周辺の無線使用状況の変化に伴う通信速度の減衰等については、恵那市はその責任を負わないものとします。

- 4 スループットについては、ベストエフォートであり、通信速度を保証するものではありません。

(所轄裁判所)

第17条 F W Aの共用に関して、利用者と恵那市との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。

- 2 協議をしても解決しない場合は、岐阜地方裁判所又は中津川簡易裁判所を第一審の専属所轄裁判所とします。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

附 則

この規約は、平成16年10月25日から施行する。

この規約は、平成17年4月1日から施行する。(一部改正)

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

無線アクセス装置貸与申請書

恵那市長 様

申請者 住所
氏名 印

ユビキタスネットワーク(FWA)利用規約を承諾し、下記のとおり無線アクセス装置の貸与を受けたく申請します。

1. 希望機種(いずれかに 印を付けてください。)

2.4GHz帯無線アクセス装置

5.0GHz帯無線アクセス装置(平成16年4月1日以降)

2. 設置場所(申請住所地家屋と異なる場合に地番又は家屋名等を記入ください。)

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

無線アクセス装置貸与決定通知書

様

恵那市長

印

年 月 日付けで申請のありました無線アクセス装置貸与申請について
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

氏 名	
住 所	
取付場所	
貸与機種	
製造番号	

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

却 下 決 定 通 知 書

様

恵那市長

印

年 月 日付けで申請のありました無線アクセス装置貸与申請については、下記のとおり却下することとしましたので通知します。

記

氏 名	
住 所	
却下理由	

様式第4号(第12条関係)

年 月 日

無線アクセス装置貸与中止届

恵那市長 様

使用者 住所

氏名

印

貸与を受けた無線アクセス装置を使用してのインターネット接続サービスの利用を
年 月 日に中止しましたので、機器返却と併せて届け出します。

氏名	
住所	
取付場所	
貸与機種	
製造番号	

様式第5号(第12条関係)

年 月 日

利 用 者 変 更 届

恵那市長 様

(変更後)

申請者 住所

氏名

印

貸与を受けた無線アクセス装置の使用者について、下記のとおり変更しましたので届け出します。

変更前使用者	変更後使用者への引渡しを承諾しました。 氏名 印
住 所	
取 付 場 所	
主 な 理 由	

様式第 6 号 (第12条関係)

年 月 日

無線アクセス装置設置場所変更届

恵那市長 様

利用者 住所

氏名

印

貸与を受けた無線アクセス装置の設置場所について、下記のとおり変更しましたので
届け出します。

変更後設置場所	
主 な 理 由	